

羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針について

羽村駅西口土地区画整理事業（以下「事業」という。）は、昭和 53 年度の羽村駅西口地区整備計画の調査を皮切りに 40 年以上にわたって羽村市が取り組んできた既成市街地の再編整備事業であり、関係権利者をはじめ市民の皆様のご理解とご協力のもとに推進してきました。

市では、事業のこれまでの変遷と経過を踏まえ、今後の事業の最適な進め方を導き出すため、本事業と利害関係を有しない学識経験者等で構成する「羽村駅西口土地区画整理事業に関する検証会議」（以下「検証会議」という。）を設置し、客観的な視点から事業の検証を行っていただきました。

検証会議からは、羽村駅西口地区における道路や雨水管などのインフラの脆弱性を踏まえ、「当初に土地区画整理事業という整備手法を採用したことは妥当である」とした上で、昨年 12 月に次のとおり提言がありました。

<提言>

当該地区の都市基盤整備については、現行の土地区画整理事業による事業計画をベースとしつつ、防災面や交通面等の安全性の確保の観点から、駅前広場、都市計画道路など重要性や必要性が高い箇所を優先的に整備するなど、メリハリのきいた整備手順について検討するとともに、不要移転棟数を増やし事業費を削減する方策の検討や、特定財源の更なる獲得を進めることなど、事業施行における一層の工夫を行うこと。

なお、併せて、様々な課題があり実現性が低いなどとした土地区画整理事業以外の整備手法について、例えばエリアの特性を考慮し地区の一部に導入することで、地域住民の負担軽減や事業費の抑制が図られ、かつ、一定レベルの都市機能の向上を図ることができるかどうかについても検討されたい。

令和5年2月3日決定

<羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針>

市では、羽村駅西口地区について、JR 青梅線羽村駅を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編を図るとともに、都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るため、また、道路、交通広場、公園等の良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資するため、当該地区の都市基盤整備は、引き続き必要であると認識しております。

この認識に立ち、今後の方針としては、検証会議からの提言を尊重し、整備手順や事業費削減の方策を検討しながら、現行の整備手法である土地区画整理事業をベースに事業を進めていきます。

事業を進めていくにあたり、現在、仮住まいをされている皆様への仮換地先の返地を最優先に実施するとともに、羽村大橋や奥多摩街道の渋滞解消、生活道路への通過車両の流入抑制を図るため、羽村大橋と羽村街道を結ぶ都市計画道路3・4・12号線の早期整備、交通結節点である駅前広場の整備を優先的に実施できるよう取り組んでまいります。

併せて、土地区画整理事業以外の整備手法について、エリアの特性を考慮し、地区の一部に取り入れることができるかどうか検討していきます。